

帝京大学「保育施設利用料補助制度」応募要項

本制度は、帝京大学（以下、「本学」と略す。）が、研究者の研究活動と育児の両立を支援するもので、子どもの突発的な病気・けが・発熱等により夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用に対する利用料金を補助することで、本学における研究活動の活性化および男女共同参画の推進を図ることを目的としています。利用を希望する方は下記に従い申請を行ってください。

【利用対象者】

本学（短大を除く）に所属する研究者（男性研究者^{*}も対象）で、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育を利用した者

- ・通常の時間帯（平日7:30～18:00）の保育は対象外
- ・病児・病後児保育は利用時間帯の制限なし

^{*}男性研究者とは、配偶者が大学（短大を除く）、大学共同利用機関、独立行政法人で雇用されている方に限ります。

【補助対象となる事由】

1. 子どもの突発的な病気・けが・発熱
2. 通常以外の研究・教育に関わる業務
（突発的な会議、会議・診療時間の延長、入試等学校行事、土日の振替授業、学会への出席 等）

^{*}上記補助対象にベビーシッターの利用は含まれません。ベビーシッターをご利用される場合は、異なる支援制度がございますので、女性・研究者支援センターまで事前にご相談ください。

【支援額】 1日（回）あたりの上限2,500円

保育施設を利用した際に支払った利用料の一部を補助金として支給

【利用回数】 子ども1人あたり実施期間中8日（回）まで

【実施期間】 2026年4月1日～2027年3月31日（予定）

^{*}予算状況により、年度途中で終了する場合があります。

【申請方法】

申請者は、以下の【提出書類】を翌月8日までに女性・研究者支援センターへ提出する。

^{*}提出書類を確認後、詳細を確認するために別途資料の提出をお願いすることがございます。

【提出書類】

1. 病児・病後児・夜間・休日保育施設利用料補助申請書（様式A）
2. 保育施設利用状況調査票（様式B）
3. 領収書（原本）
4. 保育施設の連絡票等（原本の写し）
5. 研究活動への従事によって育児に携われない状況を示す書類（授業時間割、勤務担当者表 等）
6. 子どもとの続柄が分かる書類
（母子健康手帳・世帯全員が記載されている住民票の写し 等）

【申込み・問い合わせ先】

帝京大学先端総合研究機構 女性・研究者支援センター

所在地 : 〒173-0003 東京都板橋区加賀 2-21-1

Tel : (外線) 03-3964-8456 (内線) 55140

E-mail : women@teikyo-u.ac.jp

ホームページ : http://www.teikyo-u.ac.jp/affiliate/laboratory/support_center/

